

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
課題3	<ul style="list-style-type: none"> ・生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、結論を得る。 ・生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する。
これまでの統計委員会の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府において、生産面は、令和3年度には、論文形式等での公表を行う。今後、令和4年1-3月期の計数から年4回の参考系列としての定期的な公表の体制を整えることを目指す。(第5回QE-TF) ・「分配側GDPについて、年次推計が確立していない中で、四半期推計を公表する意味はないのではないか。」(第27回SNA部会) ・「(分配面の)四半期推計の場合は、符号の違いやばらつきについても検証すべき。」(第29回SNA部会) ・「分配側と支出側、生産側との差について、米国の場合、経済センサスによる基準年の影響を引きずって誤差に系列相関が生じている可能性がある。日本についても同様な事象が起きている可能性もあり、原因を把握のうえ、それを補正すれば精度を向上できるのではないか。」(第29回SNA部会) ・「中長期的な改善に向けた工程表について、早期に検討出来るものは検討すべき。」(第29回SNA部会) ・現行の年次推計を起点とする四半期独立推計の公表については不可能とは言えず、どのような形で公表するか、分配側GDPの使われ方や精度に関する利用者の理解をどう整理するか議論を深める必要があるとした。中長期的な改善に向けた工程表の骨格については、本部会における委員の指摘事項を踏まえ、四半期の公表に係る検討や基準改定を待たずに実施する事項などをスケジュールに明示的に組み込んだうえで、改めて部会報告するよう内閣府に求めた。(第29回SNA部会) ・(生産・支出・分配の三面の整合性に関して)問題は、分配側の推計を行うための利用可能なデータが少ないことであるため、関係府省と連携し、税務情報の利用について体制を整備する必要があるのではないか。(第27回SNA部会) ・雇業者報酬の精度向上：①毎月勤労統計の改善、②副業捕捉、③税務データ活用、住民税データの活用(福田委員御意見) ・分配側QNAの公表に向けた取り組み：公表のメリット、税務データを用いた推計の展望(福田委員御意見) ・QNAの3面の推計結果について、発表方法の検討(山澤臨時委員御意見) ・QNAの整備(既に計画(連番19)として記載されているが、再度明確に計画を示すべき)(小巻専門委員御意見)
各種研究会等での指摘	生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会(令和2～3年4月)
担当府省の取組状況の概要	資料4-4の参考
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	<p>営業余剰・混合所得及び雇業者報酬に係る推計手法の改善等を通じて、年次推計における分配面の精度向上を図るとともに、分配面の四半期GDP速報の参考系列としての公表についても検討を進め、公表する場合の公表のあり方も含めて、その取扱いについて結論を得る。</p> <p>【内閣府 令和7年度中に結論を得る】</p>

備考(留意点等)

生産側系列の四半期速報（生産QNA）は、参考系列として、2022年1-3月期分より公表を予定（2022年7月を目途）

分配側推計の今後の取組方針について

令和3年9月24日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

はじめに

- 第28回SNA部会(令和3年7月)において、内閣府より、引き続きまずは年次推計における分配側の推計方法について、営業余剰・混合所得及び雇用者報酬を中心に検討を行う旨を報告させていただいた。部会では、年次推計における水準が重要、そのうえで四半期を考えるべき等のご意見をいただいた。
- これらを踏まえ、部会長に取りまとめをいただいた以下3点について本日ご報告
 - (1) 短期間で対応可能な範囲での分析精緻化
 - ① 三面等価の研究会のご報告の際にご指摘のあったFISIMの扱いを変更した営業余剰の試算
 - ② 諸外国(米・英)における分配側と支出側・生産側との差について
 - (2) 現行の年次推計を起点とする四半期独立推計の可能性
 - (3) 中長期的な改善に向けた工程表の骨格

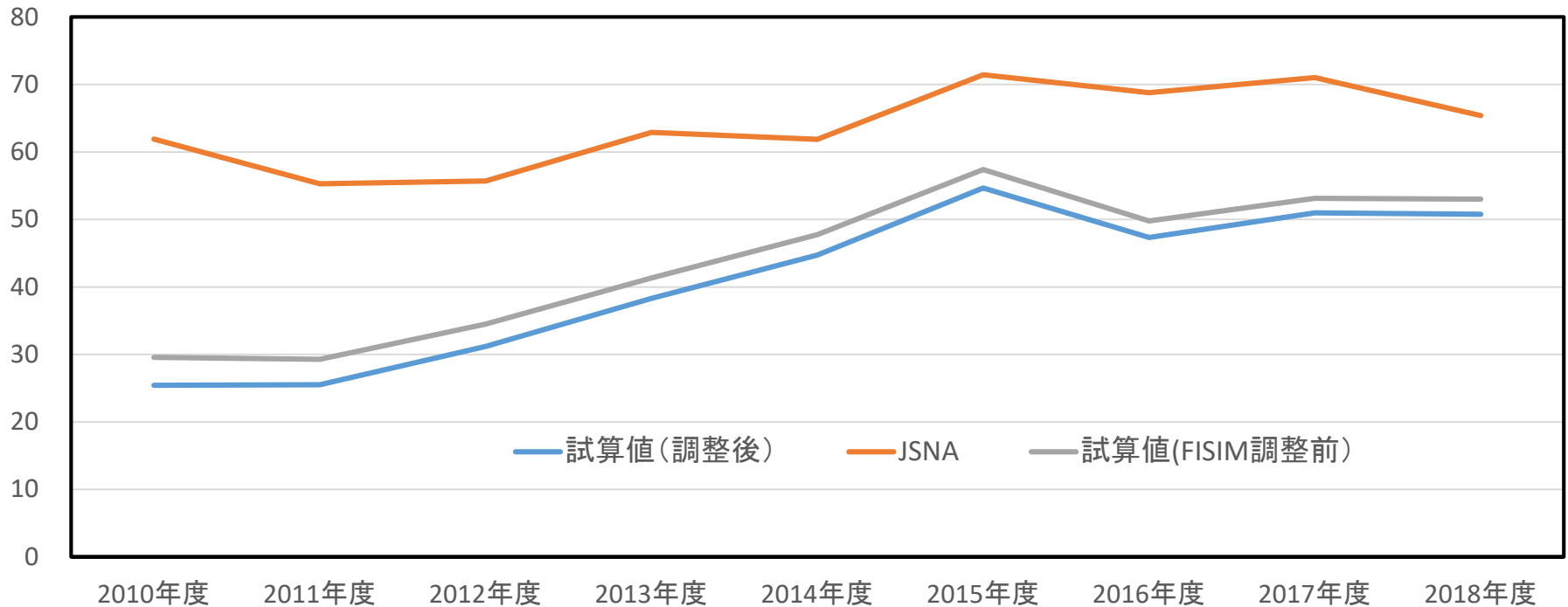
(1) 短期間で対応可能な範囲での分析精緻化①

① これまでの試算のさらなる精緻化

- 会社標本調査を利用した営業余剰の試算において、FISIM(中間消費分)を控除(=費用として認識、利益から控除)し、再試算を実施
⇒わずかながら現行推計値との差は拡大

(兆円)

営業余剰の比較



(備考) 試算値は、民間非金融法人と民間金融機関における営業余剰相当を試算。

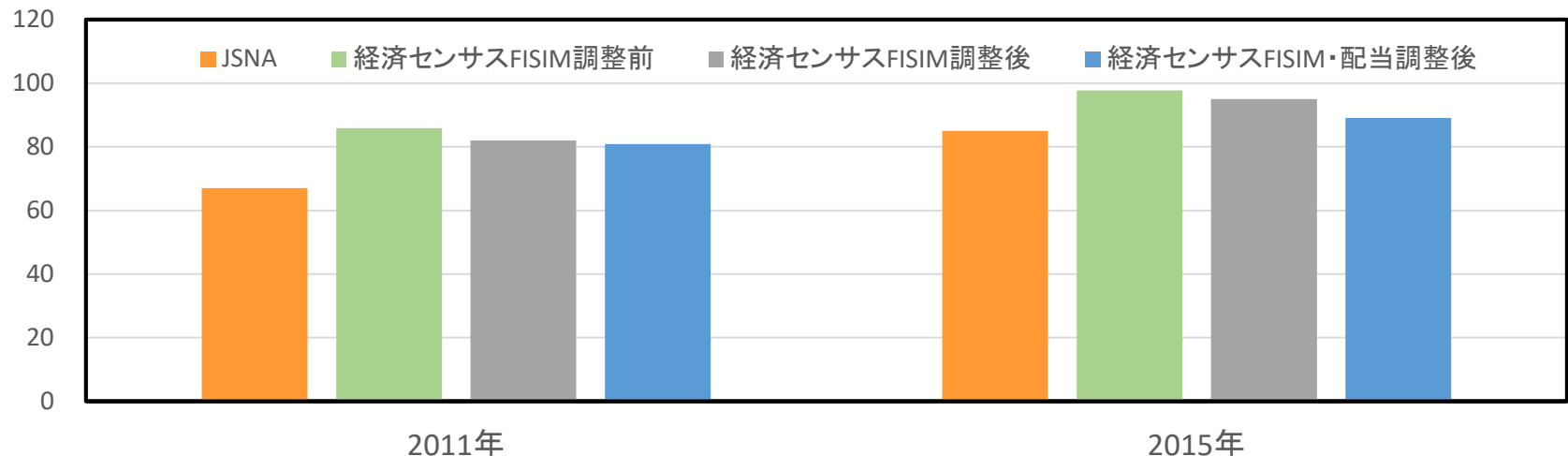
グラフにおけるJSNAとは、JSNAにおける民間非金融法人及び民間金融法人による営業余剰(公的及び持ち家の営業余剰は含まない計数)。

(1) 短期間で対応可能な範囲での分析精緻化②

- 経済センサスー活動調査(以下、「経済センサス」という)を利用した試算についても、前述のFISIM調整を実施。同時に、SNAでは財産所得となるがセンサスで営業利益に含まれる純粋持株会社の受取配当分の調整を実施。現行推計値との乖離は縮小。
- 会社標本調査を利用した営業余剰試算値と、経済センサスを利用した営業余剰・混合所得試算値では、年度・暦年の違いを含め、単純には比較できないが、JSNAにおける混合所得(2011年度約17兆円、2015年度約19兆円)を加味しても、その大小関係は、会社標本調査<JSNA<経済センサスとなっている。
- なお、経済構造実態調査では、概念調整に必要な項目である設備投資額が調査されておらず、現時点においては、経済センサス試算値と同様の分析を行うことは難しい。

(兆円)

営業余剰・混合所得 比較



(備考) 経済センサスでは、個人企業の農林水産業分は調査対象外であるため含まれていない。比較するJSNAにおける営業余剰・混合所得は、持ち家の営業余剰を控除したものであるが、農林水産業の混合所得は含まれている。

調整過程で用いるJSNAの総固定資本形成は、総資本形成に係る消費税を抜いたものである。なお、JSNAの総固定資本形成・固定資本減耗には、「経済センサスー活動調査」で調査対象外となる公的企業分も含まれている。また、経済センサスの設備投資額は、JSNA上、対家計民間非営利団体に属すると考えられる「学校教育」、「社会保険・社会福祉・介護事業」および「宗教」を除いたものである。

「経済センサスー活動調査」における受取配当の調整として、同調査における純粋持株会社における持株会社事業収入を控除した。

(1) 短期間で対応可能な範囲での分析精緻化③

(参考) 各統計から概念調整と今回のFISIM調整等について

会社標本調査から算出する営業余剰(純)

- = 会社標本調査「法人申告所得額」
- + 会社標本調査「繰越欠損金(当期控除額)」
- + 会社標本調査「外国子会社から受ける配当等の益金不算入額」
- + 会社標本調査「受取配当の益金不算入額」
- 会社標本調査「交際費の損金不算入額」
- 会社標本調査「寄付金の損金不算入額」

税引き前当期純利益の再現

- 法人企業統計における「特別損益」
- 法人企業統計における「営業外収益」-「営業外費用」

営業利益の再現

- (SNAでは財産所得となるが営業利益に含まれる) 純粹持株会社の受取配当の調整
- + 法人企業統計における「減価償却費」
- JSNAにおける「固定資本減耗」
- + JSNAにおける「設備投資(=総固定資本形成)」
- 法人企業統計における「設備投資」
- JSNAにおけるFISIM中間消費額相当(=非金融法人の支払利子とFISIM調整前支払利子の差額)

JSNA概念への調整

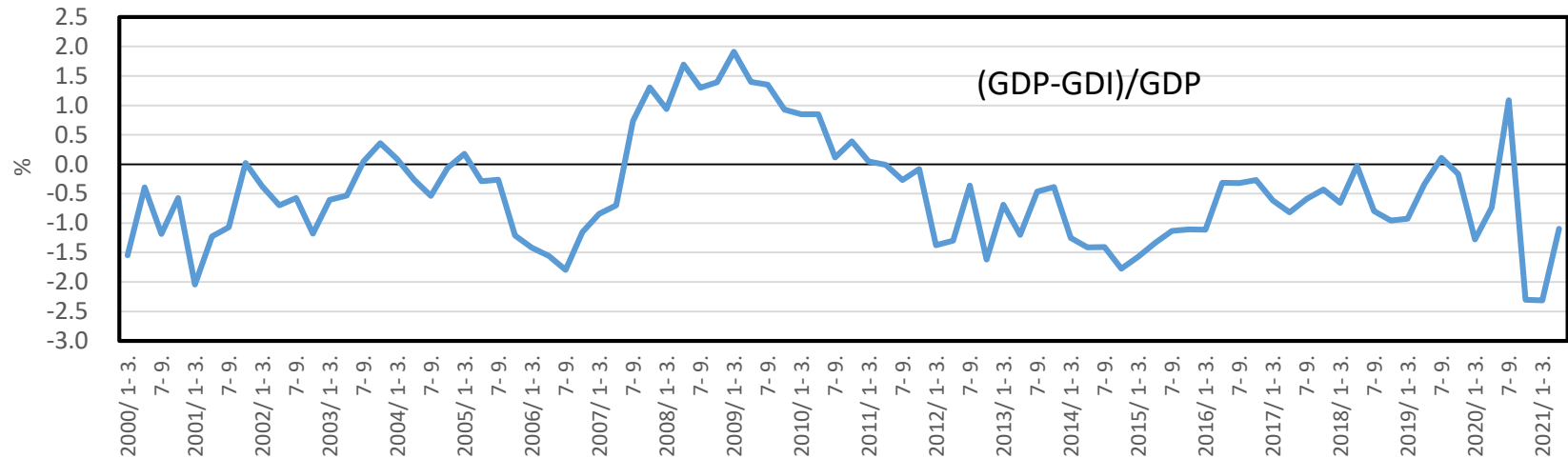
経済センサスから算出する営業余剰・混合所得

- = 経済センサスにおける「売上(収入)金額」 - 「費用総額」
- + 経済センサスにおける「減価償却費」
- JSNAにおける「固定資本減耗」
- + JSNAにおける「設備投資(=総固定資本形成)」
- 経済センサスにおける設備投資
- JSNAにおけるFISIM中間消費額相当(=非金融法人の支払利子とFISIM調整前支払利子の差額)
- (SNAでは財産所得となるが営業利益に含まれる) 純粹持株会社の受取配当の調整

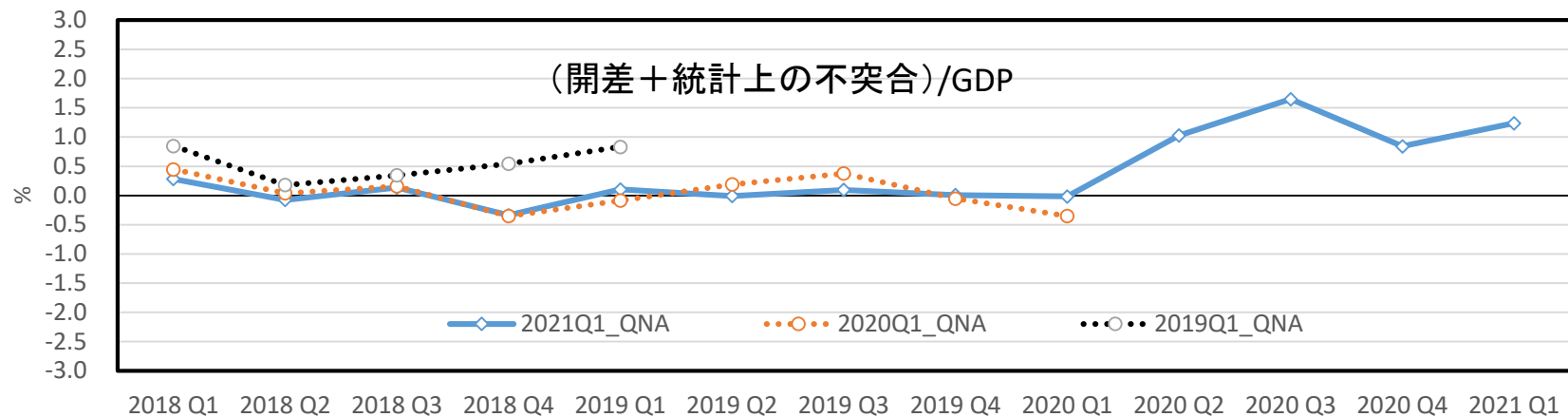
(1) 短期間で対応可能な範囲での分析精緻化④

② 諸外国における分配側と支出側・生産側との差について

● 分配側を独立推計している米国におけるGDI(分配側)とGDP(支出側)の差



● 英国における速報期間における分配側GDPと生産側GDPの差



(備考) 米国はBEA、英国はONSのウェブサイトから、それぞれ作成。なお、ドイツやフランスでは営業余剰は残差推計されている。

英国では、速報期間においては、生産側と分配側との乖離は、非金融法人の「営業余剰」において開差調整され、さらに残りを「統計上の不突合」(狭義)として公表している。このため、開差と統計上の不突合(狭義)の合計が、広義の不突合と言える。なお、年次推計においては、統計上の不突合(狭義)は、SUTの枠組みを活用したバランス調整を経てゼロとなる。

(1) 短期間で対応可能な範囲での分析精緻化⑤

●各国の速報推計から年次推計にかけての分配側項目別の改定状況(単位:%pt)

米国 (名目・季節調整済前期比・年率換算)		英国 (名目・季節調整済前期比・年率換算)		日本 (名目・原系列・前年同期比)	
雇用者報酬	2.02	雇用者報酬	1.95	雇用者報酬	0.37
企業所得 (営業余剰相当)	14.21	営業余剰	9.60	営業余剰 ・混合所得	7.49
事業者所得 (混合所得相当)	5.94	混合所得等	3.65		
生輸税一補助金	1.75	生輸税一補助金	4.50	生輸税一補助金	3.31

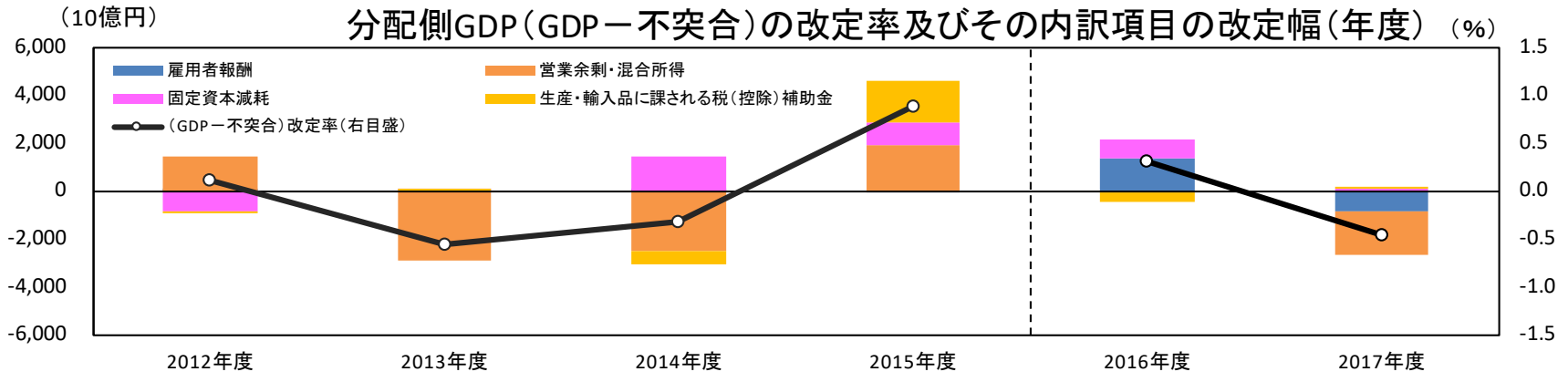
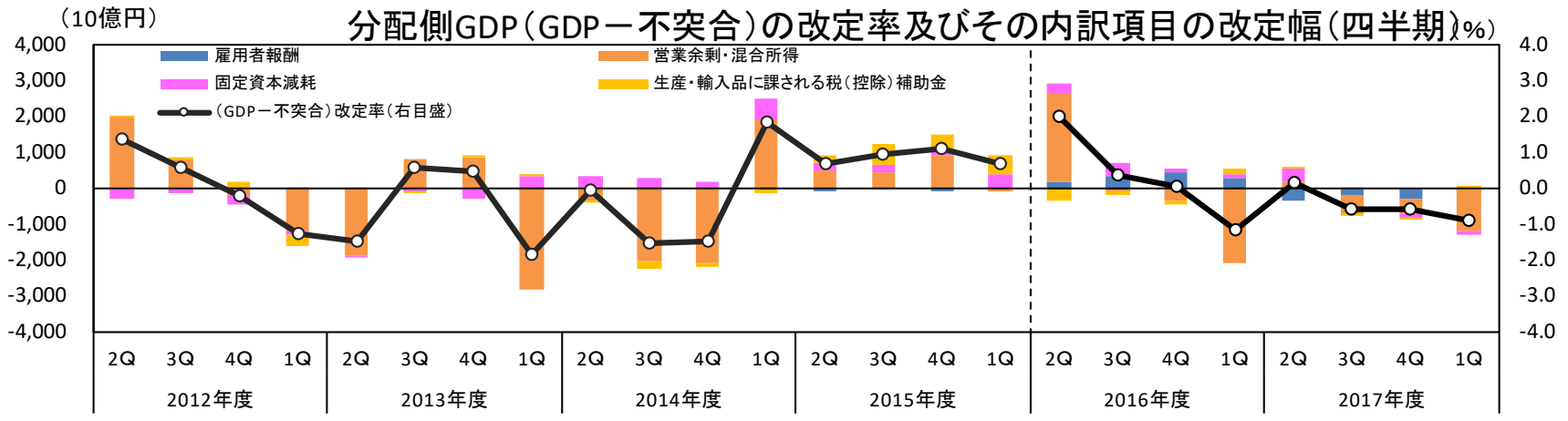
(備考) 米国については、Dennis J. Fixler, Danit Kanal, and Pao-Lin Tien (2018) "The Revisions to GDP, GDI, and Their Major Components" より引用。1993年から2015年までの第3次四半期速報推計から第3次年次推計への前期比の改定差の絶対値の平均。

英国については、ONSウェブサイトより計算。2013年第1四半期～2017年第4四半期までの第3次四半期速報推計から第3次年次推計への前期比の改定差の絶対値の平均。

日本については、分配QNAの試算値と年次推計から計算。平成23年基準の2013年第2四半期～2018年第1四半期までの四半期速報試算値から第3次年次推計への前年同期比の改定差の絶対値の平均(2017年度のみ第2次年次推計値を使用)。

(注1) 営業余剰等については、米国及び日本は、固定資本減耗を含まない純概念、英国は、含む総概念である。なお、米国における企業所得と事業者所得の金額比は、59:41(2018年)、英国における営業余剰と混合所得等の金額比は、54:46(2018年)である。

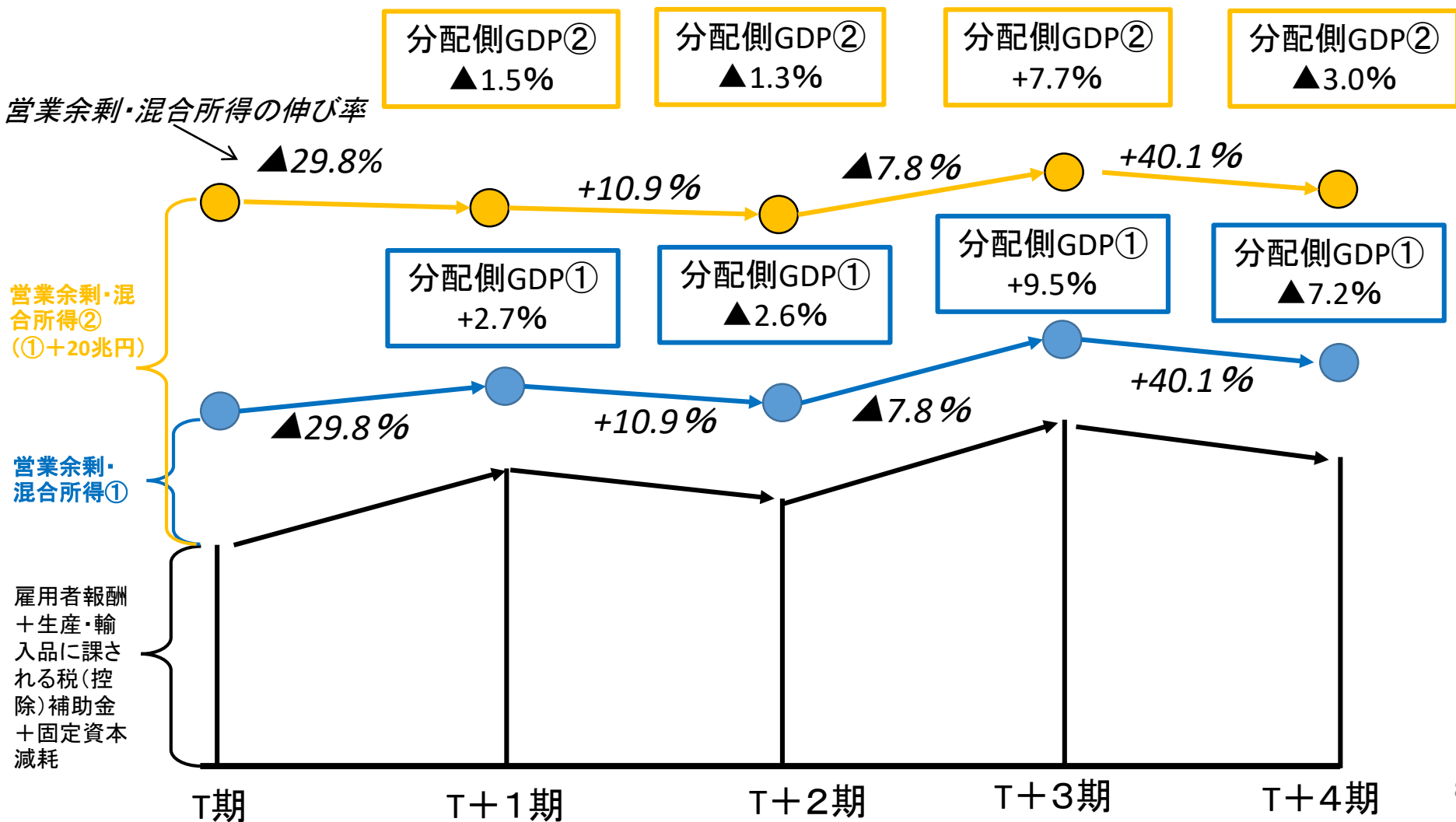
(注2) 改定差については、厳密に対象をそろえることができず、各国間について改定幅を単純には比較できないことに留意が必要。



(備考)・2012年度～2015年度については、「2016年度年次推計」と「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて、「雇用者報酬」以外の項目について、過去に遡って速報値を試算し、2016年度年次推計との改定状況を分析。
 例:2014年度試算値は、「2016年度年次推計」の2013年度計数を起点として、「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて算出。
 ・2016年度～2017年度は、23年基準で各四半期時点の速報推計を行い、2016年度年次推計及び再推計前の2017年度年次推計と比較。このため、「雇用者報酬」の改定も含まれる。2017年度試算値の雇用者報酬については、2018年7-9月期1次QEの値を用いている。2017年度年次推計の「雇用者報酬」は「毎月勤労統計」の再集計前の値を使用。
 ・データは名目・原系列の値。

(2) 現行の年次推計を起点とする四半期独立推計の可能性

- 起点となる営業余剰・混合所得の水準が異なるものから、それぞれ延長推計した場合の分配側GDP成長率の違いについて、イメージのために図とした。
- 水準ではなく成長率を用いるとしても、年次推計の水準が成長率にも大きく影響を及ぼしうることを踏まえれば、四半期独立推計よりも年次推計の見直しの検討を進めることが重要と考えられる。



(3) 中長期的な改善に向けた工程表の骨格

	営業余剰・混合所得		雇用者報酬等
2021年度	基準年における付加価値額 及び営業余剰推計の検討	年次での延長推計手法の 更なる精緻化・研究	副業把握精緻化手法の検討
2022年度			役員報酬精緻化手法の検討
2023年度	「令和3年経済センサス-活動 調査」を踏まえた試算	※先行研究を踏まえつつ、各検討事項について、 研究成果を随時論文等で公表	
		比較検証等	
2024年度	<令和2年産業連関表の公表> 基準改定に向けた推計作業	(時期P) 税務統計見直しを 踏まえた試算	検討結果を踏まえ基準改定に 向けた実装作業
2025年度	<JSNAの2020年(令和2年)基準改定>		

営業余剰・混合所得については、最もデータの充実している基準年における水準を中心に検討しつつ、中間年は伸び率等による延長推計も含め推計方法の研究を行う。